

尾張旭市障がい者虐待防止マニュアル



はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日に施行されました。

この法律の目的は虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障がい者の権利利益の擁護に資することとされています。

この目的を実現するために、この法律では国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課するとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課しています。

そしてこの法律では様々な場面で虐待が発生する可能性の高い障害者を守るため、

- ① 障がい者の家庭等での虐待を想定した **「養護者による障害者虐待」**
- ② 障がい福祉サービスを利用の際を想定した **「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」**
- ③ 障がい者の就労先での虐待を想定した **「使用者による障害者虐待」**

の3種類の虐待の場面が規定されています。

この冊子には虐待、もしくは虐待かもしれないという事例が発生したときの対応の流れ、各機関の連携等についてだけでなく、虐待防止への視点、取り組みについても記載されています。

この冊子と「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を共に活用し、障がい者に関わる一人ひとりが「虐待」ということを真摯に考え、虐待のないまちづくりをめざし、障がいのある人もない人も安心して暮らしていけるまちとなるよう取り組みましょう。

令和4年4月
尾張旭市

目次

第1章 障がい者虐待とは	1
1 障がい者虐待の定義	1
2 障がい者虐待の分類と内容	3
3 障がい者虐待の防止	5
第2章 養護者による障がい者虐待への対応	6
1 障がい者虐待対応フローチャート	6
2 対応（初動期対応と見極め）	7
（1）通報・届出（情報収集）	7
（2）コアメンバーによる対応方針の協議	7
（3）事実確認	8
（4）ケース会議の開催	8
（5）立入調査について	9
（6）様座な対応方針	10
第3章 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待と対応	12
1 障がい者虐待対応フローチャート	12
2 対応（初動期対応と見極め）	13
（1）通報・届出があった場合	13
（2）事実確認	14
（3）市から県への報告	15
（4）社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	15
（5）身体拘束に対する考え方	16
第4章 使用者による障がい者虐待と対応	18
1 障がい者虐待対応フローチャート	18
2 定義・概略	19
3 使用者による障がい者虐待の防止	19
（1）労働者への研修の実施	19
（2）苦情処理体制の構築	19
4 通報・届出への対応	19
（1）通報等の受付	19
（2）事実確認等	19
（3）都道府県への通知	20
（4）認定	20
別紙	
障がい者虐待発見チェックリスト	21
相談・通報・届出受付票	23
事実確認票・チェックシート	24
リスクアセスメントチェックシート	25
相談機関等連絡先一覧	30

第1章 障がい者虐待とは

1 障がい者虐待の定義

(1) 障がい者とは

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と言います。障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障がい者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも適切に対応することが重要）。また、ここでいう障がい者には18歳未満の者も含まれます。

(2) 障がい者虐待とは

- ア 養護者による障がい者虐待
- イ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- ウ 使用者による障がい者虐待

のことをいいます。なお、法第3条では「何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障がい者虐待」より範囲が広いと考えられます。

○ 養護者とは

「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者及び使用者以外のもの」とされており、身近の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等が該当します。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族、知人等も該当する場合があります。

○ 障害者福祉施設従事者等とは

障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」または「障がい福祉サービス事業所等」に係る業務に従事する者と定義されています。
該当する施設・事業は以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障がい福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを運営する事業 ・ 福祉ホームを運営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p>

(障害者虐待防止法第2条第4項)

○ 使用者とは

「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者」とされています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれません。

なお、使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず障害者虐待防止法が適用されます。

(3) 虐待行為に対する刑事罰

障がい者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

① 身体的虐待

刑法第 199 条 殺人罪、第 204 条 傷害罪、第 208 条 暴行罪、第 220 条 逮捕監禁罪

② 性的虐待

刑法第 176 条 強制わいせつ罪、第 177 条 強制性交等罪、第 178 条 準強制わいせつ罪、準強制性交等罪

③ 心理的虐待

刑法第 222 条 脅迫罪、第 223 条 強要罪、第 230 条 名誉毀損罪、第 231 条 侮辱罪

④ 放棄・放置

刑法第 218 条 保護責任者遺棄罪

⑤ 経済的虐待

刑法第 235 条 窃盗罪、第 246 条 詐欺罪、第 249 条 恐喝罪、第 252 条 横領罪

※ただし、刑法第 244 条、第 255 条の親族相盗例に注意。

障がい者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないように配慮した対応が必要）です。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

なお、「刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）」が平成 29 年 7 月に施行されました。従来は、「姦淫」（性交）のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口腔性交や肛門性交（以下「性交等」という。）についても、同じ罪として処罰することとされました。また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問わないこととされ、男性が男性に対して性交等をする 것도「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役 3 年から 5 年に引き上げる改正が行われています。

また、この「強制性交等罪」を含む性犯罪については、被害のあったご本人にとって、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされたところです。

2 障がい者虐待の分類と内容

障がい者虐待とは、養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による次の行為とされています。

区分	内 容 【 具 体 的 な 例 】
① 身体的虐待	<p>障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。 ・本人に向けて刃物等を近づけたり、振り回したりする。 ・柱や椅子やベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする。
② 性的虐待	<p>障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触等の性的行為を強要する。 ・わいせつな映像や写真、自慰行為等を見せる。
③ 心理的虐待	<p>障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・話しかけているのを意図的に無視する。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
④ 放棄・放置	<p>障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴や排泄等の身の回りの世話をしない。 ・食事や水分を十分に与えず、栄養失調や脱水症状の状態にある。 ・障がい者が必要とする医療や障がい福祉サービス等の利用させない、制限する。 ・同居人等による障がい者虐待と同様の行為を放置する。
⑤ 経済的虐待	<p>障がい者の財産を不当に処分すること、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する。

所在 場所	在宅 (養護者 ・保護者)	社会福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険 法	児童福祉法				
		障がい福 祉サービ ス事業所 (入所系、日中 系、訪問 系、GH 等含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設	障害児 通所支援 事業所	障害児 施設等	障害児 相談支援 事業所		
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援(都道 府県) ※1			-	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県・市町 村)	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府 県)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県・市町 村)		
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援(市町 村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町 村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町 村)	特定疾病 40歳以上 の若年高 齢者含む (適用法 令なし)	20歳まで ※2	改正児童 福祉法 ・適切な 権限行使 (都道府 県)	-	障害者 虐待防 止法 ・適切 な権限 行使 (都道 府県労 働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設 長)
65歳 以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援(市町 村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町 村)	-	-	-		

※1 養護者への支援は18歳未満の場合でも障害者虐待防止法

※2 放課後等デイサービスのみ

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

3 障がい者虐待の防止

障がい者虐待防止と対応の目的は、障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障がい者虐待が発生してからの対応の前に虐待を未然に防ぐことが重要です。未然に防ぐために次のことを考えましょう。

○ 障がい者虐待について理解する。

障がい者虐待は特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こり得る身近な問題です。養護者や本人が虐待をしている・されている認識ができない場合もあります。

一人ひとりが障がい者虐待に対しての認識を深めることが障がい者虐待を防ぐための第一歩になります。

○ 養護者支援

虐待している養護者を加害者としてのみ捉えがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。家族全体の状況から問題を理解し、適切な支援を行う必要があります。

○ 障がい者虐待を防止する地域づくり

障がい者虐待を防止するためには、地域社会全体で取り組むことが必要です。

地域の人々に虐待を防ごうという意識を持ってもらい、ちょっとした声かけや世話をしてもらうこと、変化に気づいてもらうことにより、見守りのネットワークができることになります。

見守りやねぎらいの声かけを障がい者だけではなく、養護者にも行うとともに、民生委員、社会福祉協議会等地域社会での見守りを進めることが大切です。

気づき（発見）（チェックシートは別紙にて掲載）

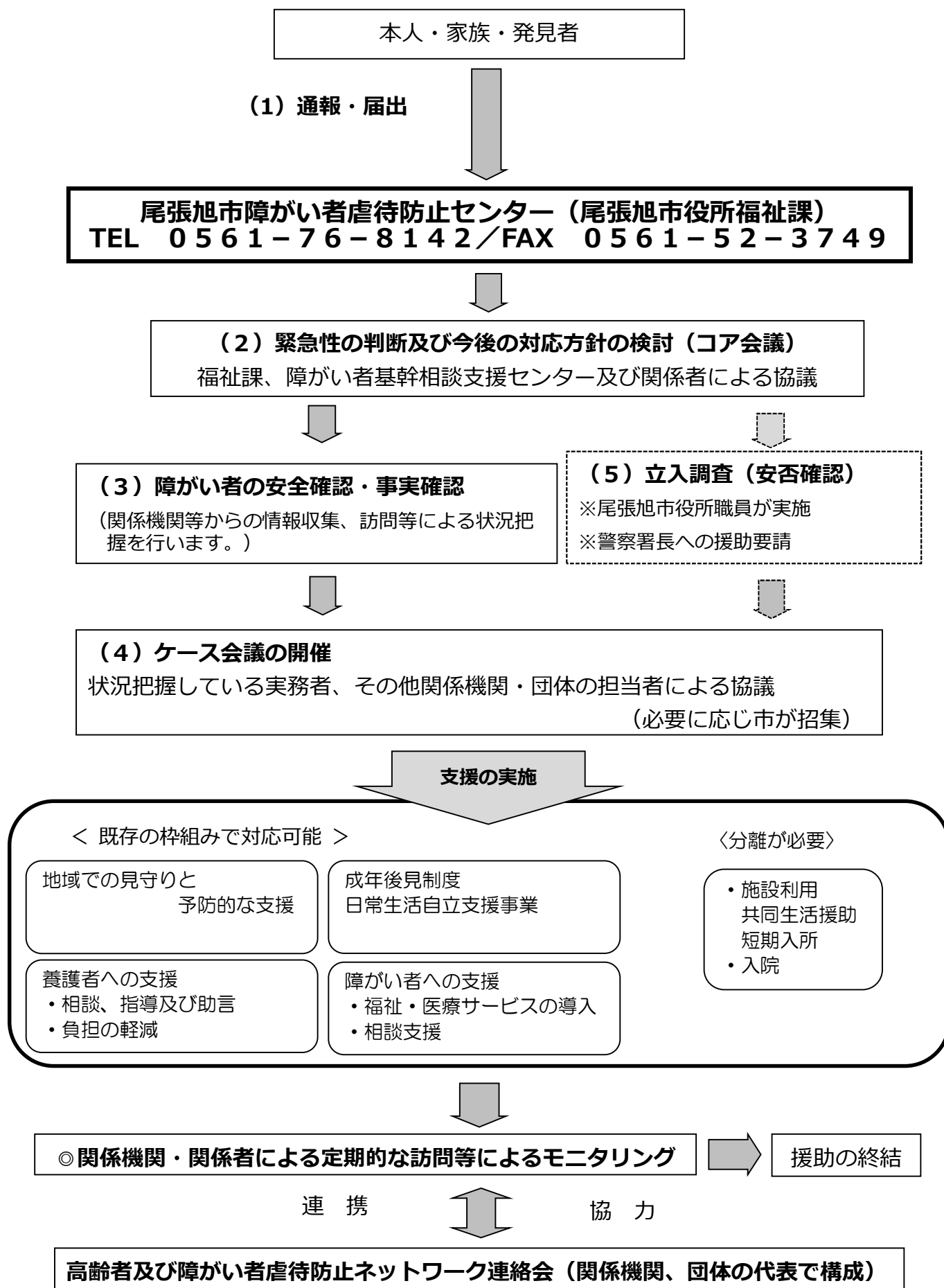
○ 早期発見するためには、障がい者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障がい福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障がい福祉サービス事業所の職員は、障がい者の身体面や行動面、心理面での変化、養護者の様子の変化等を専門的な知識を持って常に観察することが大切です。

○ 虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等があります。障がい者や養護者・家族等に虐待と疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を把握することが必要です。

○ 発見者は一人で問題を抱え込まず速やかに尾張旭市障がい者虐待防止センター（尾張旭市役所福祉課）に通報することが必要です。通報等をした者を特定するような情報は漏らしてはいけないとされており、通報者の秘密は守られます。

第2章 養護者による障がい者虐待への対応

1 障がい者虐待対応フローチャート



2 対応（初動期対応と見極め）

（1）通報・届出（情報収集）

障がい者虐待防止センターが通報等を受けた場合、関係機関とともに障がい者の状況、養護者の情報など可能な限り詳細な情報について把握します。

※ 必要に応じて、障がい福祉サービス等の関係機関とも連携を図りながら実施します。

※ 別紙 相談・通報・届出受付票へ記入します。

【確認すべき情報の例】

- ・ 障がい者本人の状況 : 氏名、年齢、居所、連絡先、障がいの種別、心身の状況など
- ・ 虐待の状況 : 虐待の具体的な状況（回数、大きさ、部位、色など客観的な内容）
- ・ 養護者、家族の状況 : 養護者の氏名、居所、連絡先、心身の状況、障がい者との関係など
- ・ 通報者の情報 : 氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係など
- ・ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

（2）コアメンバーによる対応方針の協議

相談・通報・届出を受けたときに、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうか判断するため、福祉課、障がい者基幹相談支援センター及び関係者による協議（コア会議）を行います。

【緊急性の判断の際に留意すべき事項】

- 障がい者の安全確保が最優先。
- 養護者への支援の視点も意識する。

【緊急性が高いと判断できる状況の例】

- ・ 生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
- ・ 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、若しくはその恐れがある
- ・ 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
- ・ 障がい者本人が明確に保護を求めている
- ・ 養護者本人が明確に保護を求めている
- ・ 虐待者が援助者を拒否・対立し、分離しなければ保護が図れないとき
- ・ その他、過去の経験や情報から、現在の状態での援助は困難であると想定されるとき

(3) 事実確認

市が保有している情報及び関係機関から収集した情報に加え、訪問調査を行い、事実確認をします。虐待の事実があるかどうかだけでなく、緊急対応の必要性を判断することも重要です。

ア 事実確認で把握・確認すべき事項

①虐待の状況

いつ、だれが、どこで、だれに、どんなことをしたのか具体的に把握します。曖昧に聞き取るのではなく、直接見た情報なのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのか等確認します。できるだけ、複数の関係者から情報を得るようにします。

②障がい者の状況

関係機関・者の協力を得ながら、面会及びその他の方法を確認します。障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行います。

- ・身体状況や精神状態を観察し、関係機関との連携を図ります。
- ・また、障がい者が生活している居室等の生活環境を記録します。

③障がい者と家族の状況

障がい者と養護者・家族等の人間関係（関わり方等）や情報（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴等）を確認します。

④障がい福祉サービス等の利用状況

イ 訪問調査

原則として障がい者の自宅を訪問して安全確認や心身の状況等を把握します。調査を拒否される可能性を考えて、事前に情報収集を行い、円滑に調査が行えるようにします。

(4) ケース会議の開催

ア ケース会議の開催

個別ケース会議において協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるように検討をすることが必要となります。

また、障がい者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表出されていないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

個々の個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー・事案対応メンバーから、事案に応じて構成します。

イ 支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障がい者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることが最優先されます。虐待の程度を把握して今後の進行を予測するなど、様々な視点からの検討が必要となりますので、個別ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、保護・分離支援）の判断を行うことが重要です。状況によっては緊急保護、それ以外の場合は相談支援や養護者の支援などにより虐待の解消をはかります。虐待の事実がないと判断される場合にも、障がい者の安全が確認されるまで見守り的な支援が必要です。

なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられるため、早期に、かつ適切に判断し対応することが重要です。

ウ 個人情報の取扱い

具体的な支援を検討する個別ケース会議等では、虐待を受けている恐れがある障がい者や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要があります。しかし、障がい福祉サービス事業者は、指定基準において秘密保持の義務が課せられており、情報共有の必要性との間で調整が必要です。

個人情報の保護に関する法律においては、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。障がい者虐待においては、この例外規定によって守秘義務が解除されていると考えられます。ただし、共有する情報については必要最小限にするなどの配慮が必要です。

(5) 立入調査について

ア 立入調査の法的根拠

障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、障がい者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をする立入調査権が認められています。（第11条第1項）

イ 立入調査の要否の判断

立入調査権の発動に当たっては、福祉課管理職を含むコアメンバーで検討したうえで、正式な決裁を経て行います。立入調査は、障がい者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたときなど、緊急性や重大性があるとともに養護者の協力が得られない場合に行います。

ウ 立入調査の実施体制

① 立入調査の執行にあたる職員

- ・福祉課管理職及び担当者、尾張旭市障がい者基幹相談支援センター長（2名以上）で行います。
- ・必要に応じて、入院等の必要性を的確に判断することのできる保健師等の医療職の同行を検討します。

② 警察との連携

立入調査を行う際に、障がい者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、また、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど障害福祉課職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに援助を要請します。（第12条）

③ その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所と連携して対応する、また養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めるなど、種々の事態を想定した柔軟な対応をしていきます。

エ 立入調査の実施方法の検討

- ① 養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることはできないため、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えばドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等）を綿密に行う必要があります。
- ② 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。
- ③ 立入調査ではタイミングがポイントであり、コアメンバーまたはケース会議において個々の事案を入念に検討し、判断していきます。

オ 立入調査の留意事項

- ① 身分証明書の携帯（第11条第2項）
- ② 立入調査権を発動した理由などについての説明
- ③ 保護の判断と実行

障がい者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、必要に応じて同行する保健師等の医療職による診断的チェックを行います。

障がい者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障がい者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や措置を通じて、緊急に障がい者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

カ 調査記録の作成と関係書類等の整備記録の作成

関係書類については、障がい者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

(6) 様々な対応方針

ア 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要です。

○ 障がい者の保護（養護者との分離）

障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障がい者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障がい者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

イ 積極的な介入の必要性が低い場合の対応

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障がい者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援方法を選定します。

○ 適切な障がい福祉サービス等の導入

障がい者が適切な障がい福祉サービスを受けていない場合には、障がい者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。

医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

ウ 養護者（家族等）への支援

○ 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています。（第14条第1項）

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障がい者に重度の障がいがあったり、養護者に障がいに関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障がいの状態にあるなど、障がい者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。

そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障がい者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を継続的に支援することが重要です。養護者に対する支援を行う際には、以下の視点が必要です。

① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障がい者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。

② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障がい者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障がい福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障がい者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

障がい福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障がい者に重度の障がいがあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

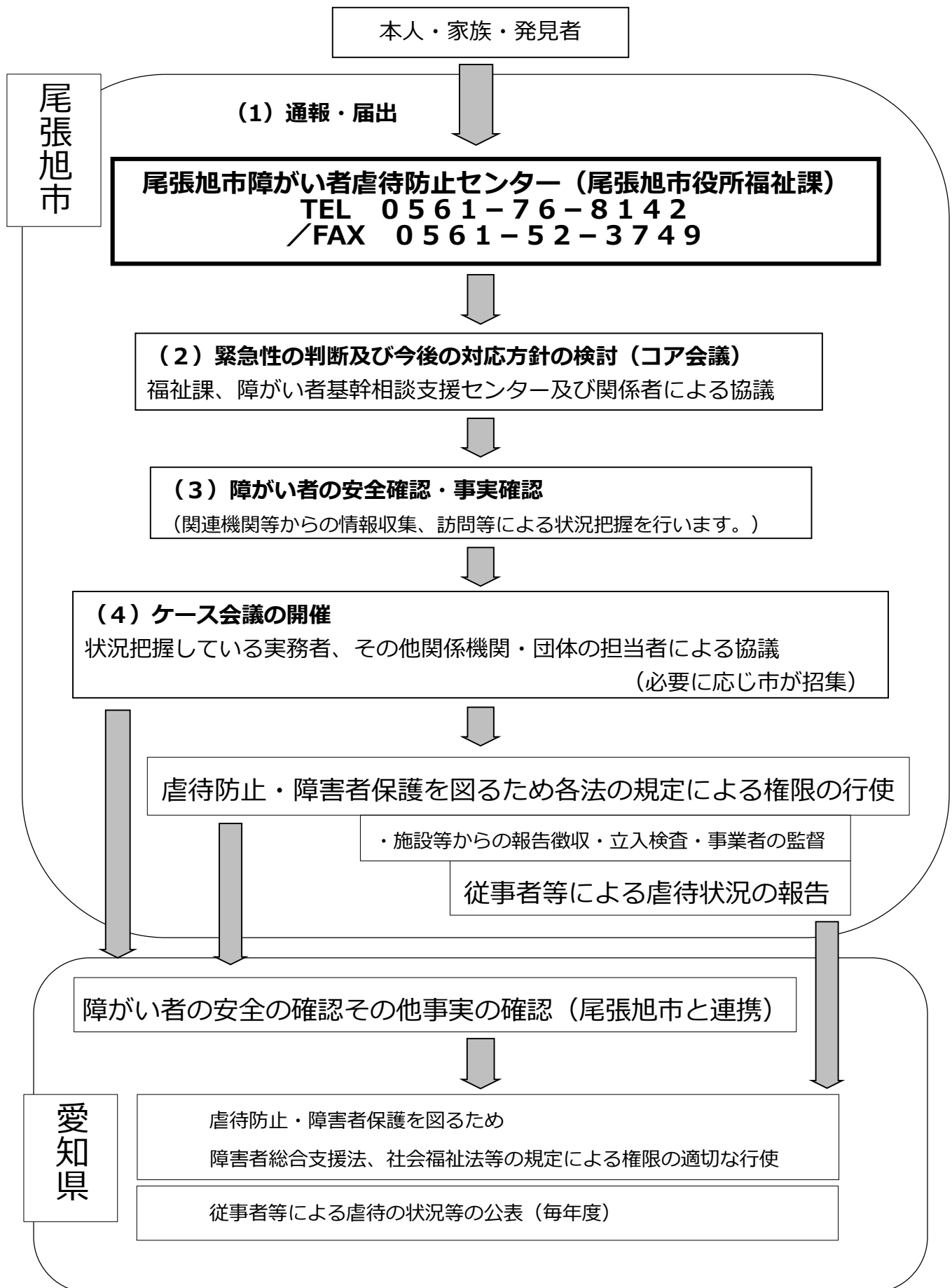
また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障がい等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療をいかなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

第3章 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待と対応

1 障がい者虐待対応フローチャート



2 対応（初動期対応と見極め）

（1）通報・届出があった場合

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市への通報義務が規定されています（第16条第1項）。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障がい者は市に届け出ることができます（第16条第2項）。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った自治体が異なる場合

障がい者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った自治体が異なる場合、どちらの自治体にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた自治体が行います。

その上で、支給決定を行った自治体が異なる場合は、速やかに支給決定を行った自治体に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県（政令市・中核市）と協力して行うこととなりますので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

通報等を受けた障がい者虐待防止センターは、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障がい者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市や当該事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

※このほか、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

虚偽であるもの及び過失によるものを除き、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障がい者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。

※公益通報者に対する保護規定

- 解雇の無効
- その他不利益な取扱い（降格・減給・雑務への専従・自宅待機等）の禁止

オ コアメンバーによる対応方針の協議

養護者による障がい者虐待への対応を参照。

(2) 事実確認

通報等を受けた市は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障がい福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障がい者に対して実施します。通報内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、ていねいに事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

事業所の所在地が他の自治体、もしくは委託をしている障がい福祉サービス事業所、地域活動支援センター等については、それらの自治体担当者への報告と同時に共同で事実確認を行います。

例)

○事業所の所在地が他の自治体の施設に、本市で支給決定した者が通所していて、虐待の通報等があった場合。→該当自治体と本市が共同で事実確認を行う。

(支給決定をしている自治体が主で対応)

○事業所の所在地が本市で、他の自治体の支給決定を受けた者が利用していて虐待の通報等があった場合。→該当自治体と本市が共同で事実確認を行う。

(支給決定している自治体が主で対応)

市から県への報告は、市が行う事実確認により障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が確認された事案に限るのが基本ですが、障がい福祉サービス事業所等の協力が得られない場合などは、早期に県へ報告し、県と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

ア 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

③ 障がい者、障がい福祉サービス事業所等への十分な説明

調査にあたっては、障がい者及び障がい福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障がい者の権利について・・・障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市が取り得る措置に関する説明

④ 障がい者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障がい者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

イ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障がい者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障がい福祉サービス事業所等に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

ウ 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人や障がい福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。

※「個別ケース会議」については養護者による障がい者虐待への対応を参照。

エ 虐待が認められた場合の事業所への指導

障がい福祉サービス事業所から市へ、再発防止のため対策の提出を求め、その後の経過を確認します。

(3) 市から県への報告

市は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を県に報告します（第17条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。そのため、県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案とします。ただし、障がい福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、県と市が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障がい者虐待の事実が確認できていなくとも市から県へ報告することが必要です。

所在地が他の自治体の障がい福祉サービス事業所、地域活動支援センター等については、指導権限を持つ市と共同で調査を行い、虐待の事実が確認できた事案を県へ報告します。

また、悪質なケース等で、県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市から県に報告します。

○県に報告すべき事項

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者の性別、年齢、障がいの種類及び障がい程度区分その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(4) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障がい者虐待の防止と虐待を受けた障がい者の保護を図るため、市長又は県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（第19条）。

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障がい者虐待が認められた場合には、市又は県は、指導を行い改善を図るようにします。

(5) 身体拘束に対する考え方

ア 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりするなど行動抑制をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障がいのある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

イ 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

ウ やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法などが考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行います。

○ やむを得ず身体拘束を行う3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

○ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載しなければなりません。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定し、身体拘束等の適正化を図るために行うものです。ここでも、利用者個人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

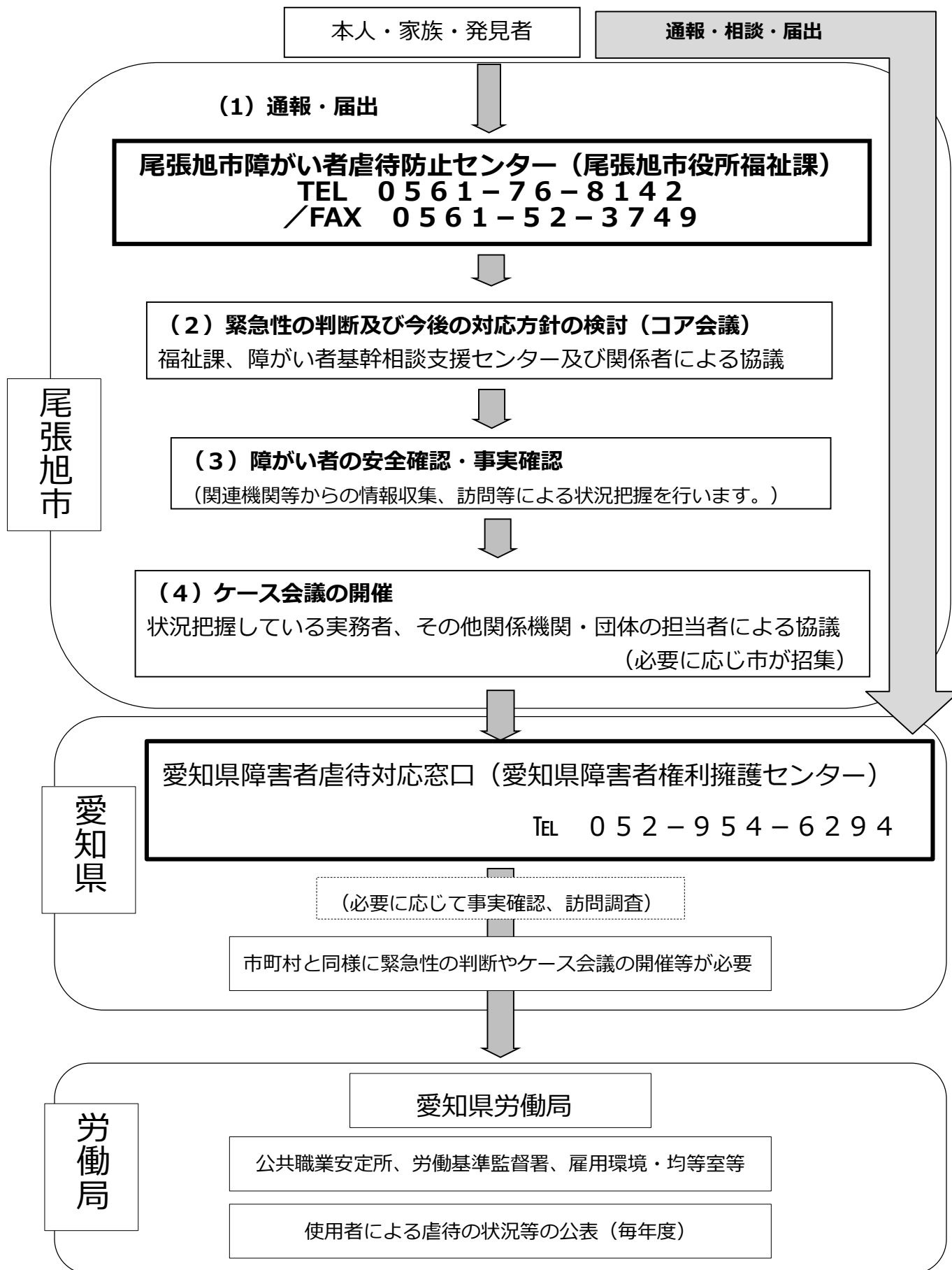
身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

第4章 使用者による障がい者虐待への対応

1 障がい者虐待対応フローチャート



2 定義・概略

「使用者」とは、事業主、経営担当者に加え、労働者に関する事項について事業主のために行為する者と定義されています。

また、使用者による障がい者虐待とは、使用者が直接に虐待した場合だけでなく、他の労働者による虐待を放置している場合も「放棄・放任」に当たります。

なお、使用者による障がい者虐待は年齢に関わらず障害者虐待防止法が適用されます。

3 使用者による障がい者虐待の防止

(1) 労働者への研修の実施

事業主は労働者に対し研修を実施することとされています。また、障がい者への接し方が分からないときは、ハローワークなどに相談することが重要です。

(2) 苦情処理体制の構築

事業所において苦情相談の窓口を開設するとともに、相談窓口の周知を図ることが大切です。

4 通報・届出への対応

(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

使用者による虐待については、市または愛知県に通報等することとされています。

なお、就労継続支援A型に関する通報等の場合は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待と使用者による障がい者虐待の両方に該当します。この場合は、それぞれの業務内容や権限に基づき、愛知県及び愛知県労働局等と緊密な連携を取って対応します。

イ 事業所の所在地と障がい者の居住地が異なる場合

○ 市に通報等があった場合

① 事業所の所在地が尾張旭市であった場合

聞き取りなど初期対応を行った上で、愛知県に通知します。併せて、その後の対応は居住地の市町村が生活上の支援を行うことになるので、居住地の市町村に連絡します。

② 居住地が尾張旭市であった場合

聞き取りなど初期対応を行った上で、事業所の所在地の都道府県に通知します。

その後の訪問調査等は、事業所の所在地の自治体の協力を得ながら尾張旭市が行います。

○ 都道府県に通報等があった場合

尾張旭市が居住地であった場合、都道府県から連絡があります。

ウ 通報時の受付時の対応

迅速かつ正確な事実確認に基づく労働相談と障がい者虐待の切り分けが必要です。労働相談である場合には、労働基準監督署等の適切な相談窓口につなぎます。

この他、受付時の対応は養護者による障がい者虐待への対応を参照。

※個人情報の保護

通報者が事業所の労働者である場合は、通報者に関する情報は特に注意が必要であり、事業主には通報者を明かさず調査を行うなど通報者の立場の保護に配慮する必要があります。

エ コアメンバーによる対応方針の協議

養護者による虐待への対応の場合と同様です。

(2) 事実確認等

市が通報を受けた場合は、尾張旭市が通報等内容の事実確認や安全確認を行います。しかし、市には事業所に対する指導権限がないので、事業所の協力のもとで行います。

協力が得られず、障がい者の安全確保等の必要がある場合は、愛知県に報告し、愛知労働局が行う調査に同行するなど協力して対応します。

協力が得られる場合は、障がい者本人への調査や事業所への調査を行います。その際は、養護者による虐待の立入調査と同様に行います。虐待が疑われる場合には、ケース会議を

開催し、対応方針等を協議し愛知県に報告します。

(3) 都道府県への通知

障がい者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、事業所の所在地の都道府県に通知します。

(4) 認定

使用者からの障がい者虐待については、労働局が認定を行います。

障がい者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人には、その自覚のない場合や虐待されていても障がい者自らSOSを訴えないことがありますので小さな兆候を見逃さないことが大切です。

これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。

〈身体的虐待のサイン〉

- 身体に小さな傷・あざが頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみず腫れがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷がある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「いやだ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない
- 訪問しても会えない、家族が面会をいやがる
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる

〈性的虐待のサイン〉

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、怖がったりする
- 周囲の人の体をさわようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

〈心理的虐待のサイン〉

- かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無気力、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする
- 両親が不仲、よく喧嘩している

〈放棄・放置のサイン〉

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそでがつつ食べる
- 過度に空腹を訴える、食べ物を要求する、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない
- 表情が無表情

〈経済的虐待のサイン〉

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない、お金がないと訴える
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況や生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し、遊興費や生活費に使っているように思える
- サービスの利用を断ったり、中止しようとする

セルフネグレクト（自己による放任）について

セルフネグレクトについては、障害者虐待防止法に明確な規定はありませんが、次のようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いです。

〈セルフネグレクトのサイン〉

- 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身の回りの清潔が保たれていない
- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 窓ガラスが割れたまま放置されている
- 電気、ガス、水道、電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり拒否したり、あきらめの態度がみられる

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人Panda-J）を参考に作成

相談・通報・届出受付票

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所又は 所属機関名	電話番号	
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居)続柄： <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員児童委員 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【本人の状況】

氏名	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異					
	電話：	その他連絡先：	(続柄：)			
居 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()					
支援区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定					
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無				
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所				
主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 () <input type="checkbox"/> 知的障害 () <input type="checkbox"/> 精神障害 () <input type="checkbox"/> その他 ()					
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 (種別： 等級：) <input type="checkbox"/> 無		その他特記事項：			
経済状況	生活保護受給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

【世帯構成】	【養護者の状況】		
家族状況 (ジェノグラム)	氏名	年齢	歳
	続柄	<input type="checkbox"/> 親 () <input type="checkbox"/> きょうだい ()	
		<input type="checkbox"/> 子 () <input type="checkbox"/> 子の配偶者 ()	
		<input type="checkbox"/> その他 ()	
連絡先	電話番号	職業	
	その他特記事項		

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 (具体的内容を記載)
情報源	相談者(通報・届出者)は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者 () から聞いた

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋 (機関名：) <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談 (内容：) <input type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考 ()

事実確認チェックシート

確認者： _____ 確認日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時～ _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時

障害者本人氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 _____ 月 _____ 日生	年齢	歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> その他 (_____)						
確認時の同席者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (氏名： _____)						
発言内容や状態・行動・態度など (見聞きしたことをそのまま記入)							
【本人】							
【養護者】							
【第三者】： (_____)							
虐待の全体的状況							
発生状況							
1. 虐待がはじまったと思われる時期： _____ 年 _____ 月頃							
2. 虐待が発生する頻度：							
3. 虐待が発生するきっかけ：							
4. 虐待が発生しやすい時間帯：							

※リスクアセスメントチェックシートを利用して事実確認を行う。

リスクアセスメントチェックシート

氏名		担当者・機関		認定年月日	年 月 日
I. 虐待の程度 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)					
I-1 現在の虐待の状況				状況	特記事項
最 重 度	身体的虐待	身体のいずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある 健康に有害な食物や薬物を与えられている 本人の自殺企図 一家心中(未遂を含む) 四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている 法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている			
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある 潰瘍や褥瘡が悪化している 口腔内の出血・腫れ 治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない 生命にかかわる医療拒否がある(宗教やオカルトを理由する場合を含む) ライフラインがすべて止まっている			
	性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている 性風俗業で働くことを強要されている 性感染症に罹患している			
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている 悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている 最低賃金以下で働かされている			
重 度	身体的虐待	身体のいずれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある 外出・通信が著しく制限されている			
	ネグレクト	著しい体重の増減がある 偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある 家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない 必要な福祉サービスを受けることができない 必要な医療を受けることができない 医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている 本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である			
	心理的虐待	家族の自殺企図 家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される			
	性的虐待	性的ないやがらせ、はずかしめを受けている 障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く			
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている 遺産相続等で差別的な扱いを受けている 悪徳商法の業者に接近されている			
中 度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある 繰り返し傷・あざがある 外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている			
	ネグレクト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある 必要な医療を受けることを制限されることがある 必要な福祉サービスの利用を制限されることがある 本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしないか、無関心である			
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている			

		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める 養護者から強い拒否感の訴えがある				
	性的虐待	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている 他者から窃視や不自然なアプローチを受けている（関係妄想と区別する）				
	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える 周囲の人間からお金をたかられている				
軽度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある 養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある				
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある 本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考慮することができない				
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている 家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる 養護者から拒否感の訴えがある				
I-2 過去の不適切な状況			状況	特記事項		
重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある（子ども期を含む） DVによる入院歴、分離保護歴がある 子ども期からずっと必要な支援を受けていない 性的虐待を被った経験がある 性風俗業で働いた経験がある					
	中度	虐待による通院歴がある 不安定な性的交友関係の継続的経験がある 本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある				
		軽度	虐待の通告歴がある 本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある			
			I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス			状況
	本人と虐待者は同居	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない） 虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）				
本人と虐待者は日中のほとんどを共有	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない） 虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）					
虐待者とはたまに会う関係	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない） 虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）					

各項目に現れない特記事項						
評 定						
I-1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-2 過去の不適切な状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-3 距離・パワーバランス	虐待は抑止できない		工夫次第で抑止可能	虐待は抑止できている		不明
I. 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

II. 本人の状況 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)			
II-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足		状況	特記事項
身体状況	低体重 肥満 栄養不良 衰弱 外傷 火傷 痣(部位:) 虫歯 腔内疾患 褥瘡 皮膚疾患 性感染症 その他の疾患()		
生活状況	不潔 異臭 口臭 髪の毛のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ 大食い 盗み食い 偏食 睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足		
情緒	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴(他者に 動物に) 怯え(顔をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする) 抑うつ(表情が乏しい マスクをかぶったような笑い) とじこもり ひきこもり べたべた甘える (家 職場 施設 その他)のことを話したがない		
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 ギャンブル 買い物 異性関係		
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図 家出の訴え 家出企図 徘徊 万引き 窃盗 不純異性交遊		
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定(欠勤・欠席 遅刻 早退) 孤立(家 職場 施設等 その他)		
II-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目は△、()内は具体的補足		状況	特記事項
主たる障害以外の病歴	疾病名() 歳		
	疾病名() 歳		
	疾病名() 歳		
現在の養護者との別居歴 ()			
現在の配偶者との別居歴 ()			

各項目に現れない特記事項					
評 定					
II-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅲ. 虐待者の状況 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)		状況	特記事項
Ⅲ-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足			
疾患・障害の有無	認知症 足腰の弱り 精神疾患・精神障害 () 身体障害 知的障害 発達障害 その他の疾患 ()		
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動 衝動的 感情の高ぶりを抑制できない 強迫的・束縛的言動 (○○しなさい、○○でなければならない) 認知の歪み (自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強い執着) 共感性の欠如 (相手の気持ちや立場を理解できない) 孤立 非社会的 対人関係の困難が高い		
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 ギャンブル 買い物 異性関係		
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図 家出企図 徘徊 万引き 窃盗 福祉サービスの利用・介入に拒否的である		
本人との親密さ・関係性	拒否 (嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他者との差別) 諦観 (本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている) 無関心 (注意を向けない) 支配・執着 (思いどおりにコントロールしようとする) 過度の要求 (強迫的な課題・役割の押しつけ) 依存 (ひたすら本人のために献身していないと不安になる)		
虐待の認識	否定 (していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る) 正当化 (行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘する)		
同居者・同僚・身近な人の態度	同調 (虐待行為を容認し加担する) 黙認 (虐待行為を知っているが、止めさせようとしない) 観客 (虐待行為を容認し、面白そうに見ている) 回避 (虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする)		
Ⅲ-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目は△、()内は具体的補足			
被虐待・被DV歴	誰から () 歳 誰から () 歳		
虐待・DV歴	誰に () 歳 誰に () 歳		

各項目に現れない特記事項					
評 定					
Ⅲ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

IV. 家族の状況 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)			
IV-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足		状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い		
	束縛的なルールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性にかける家庭内役割の強制		
	ひとり親家庭 内縁者の同居・出入り		
経済的問題	失業中(求職中 就職をあきらめている 求職の意志はない)		
	不安定就労(不定期就労 日々雇用 休職中)		
	多額の負債		
	光熱水費・電話代・家賃の滞納		
	本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている 準要保護 生活保護(申請中 受給中)		
生活環境	不衛生(異臭、室内にゴミ散乱)		
	家事が実質的に営まれていない(食事、洗濯、入浴、掃除)		
関係機関の受け入れ	拒否・抵抗(接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信)		
	接触困難(連絡が取れない、応答がない)		
	社会的孤立(近隣や友人、当事者組織との交流がない)		
関係改善の媒介者	本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在(あり：)		

各項目に現れない特記事項					
評 定					
IV. 家族の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

相談機関等連絡先一覧

総合窓口

尾張旭市障がい者虐待防止センター（尾張旭市役所 福祉課）

住 所：尾張旭市東大道町原田2600-1
TEL：0561-76-8142 / FAX：0561-52-3749
受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）

障がいに関する総合相談

尾張旭市障がい者基幹相談支援センター

住 所：尾張旭市東大道町原田2600-1 尾張旭市役所内
TEL：0561-76-8140 / FAX：0561-53-2280
受付時間 9：00～17：00（土日祝・年末年始除く）

被虐待者の安全確保に緊急性や事件性があるとき

守山警察署生活安全課 ※緊急性が高い場合は、110番通報してください。

住 所：名古屋市守山区脇田町401
TEL：052-798-0110 / FAX：052-798-3805

使用者による障がい者虐待に関する相談

愛知県障害者権利擁護センター

TEL：052-954-6294 / FAX：052-954-6920
受付時間 8：45～17：30（土日祝・年末年始除く）

ハローワーク瀬戸（瀬戸公共職業安定所）

住 所：瀬戸市東長根町86
TEL：0561-82-5123 / FAX：0561-83-8226
受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）

児童に関する虐待相談（18歳未満のかたへの虐待）

尾張旭市役所 子育て相談課

住 所：尾張旭市新居町明才切57（保健福祉センター3階）
TEL：0561-53-6101
受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）

愛知県中央児童・障害者相談センター / 児童相談所全国共通ダイヤル

TEL：052-961-7250 / TEL：189（いちはやく）（無料ダイヤル）

高齢者に関する虐待相談（65歳以上のかたへの虐待）

尾張旭市地域包括支援センター ※在宅での虐待相談

住 所：尾張旭市新居町明才切57（保健福祉センター1階）
TEL：0561-55-0654 / FAX：0561-51-1880
受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）

尾張旭市役所 長寿課 ※施設内の虐待相談

住 所：尾張旭市東大道町原田2600-1
TEL：0561-76-8143 / FAX：0561-52-3749
受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）